

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

社会保険診療報酬支払基金
理事長 神田 裕二 殿

厚労省と支払基金からの周知文書に抗議します

茨城県保険医協会	会長	高橋 秀夫
群馬県保険医協会	会長	小澤 聖史
埼玉県保険医協会	理事長	山崎 利彦
千葉県保険医協会	会長	岡野 久
東京保険医協会	会長	須田 昭夫
神奈川県保険医協会	理事長	田辺由紀夫
山梨県保険医協会	会長	長田 高典

12月5日付けで医療機関宛てに「顔認証付きカードリーダー申請のご案内」が送達されました。補助金の期限を知らせる最終通知の体裁を取りながら、療養担当規則において来年4月からオンライン資格確認システムの導入が原則義務化になっていることのみを殊更、強調して申請を急かしています。しかしながら対象医療機関に対する判断材料が適切に提供されておらず、12月5日時点における行政機関からの周知書面としては著しい偏向があります。主に以下3点の理由から不当な書面と言わざるを得ず、厚労省と支払基金に対して抗議いたします。

1. 9月5日に療養担当規則を発表した後、10月に政府・デジタル庁が保険証の廃止方針を発表しています。

この政府方針の転換により、療養担当規則上で義務化から除外扱いとされた紙請求の医療機関に対して、新たに「簡素な仕組み」によりオンライン資格確認に参加を求める方針であることが示されています。療養担当規則における除外対象要件が実質的に反故にされたこととなります。このように除外対象を反故にした事実経過の説明をせずに、義務化の面のみを強調していることは不当です。

2. 機器を設置している医療機関数は伸び悩んでいます。申込みをしている医療機関においても4月迄に設置が間に合わない機関が多数見込まれている事実、現状についての説明が全くされていません。「原則義務化の期限に間に合うように～」との記述は、12月5日の段階で担保されません。4月から義務化の運用が困難なことは、厚労省の担当職員や支払基金関係者なども認めているものです。事実と反する説明をしており不当です。

3. 11月には想定外のカードリーダーの不具合が立て続けに発生しています。運用中の医療機関ではカードの認証が出来なかったり、照合データにエラーが生じる経験をしている開業医が、私たち保険医協会や全国保険医団体連合会の調査では4割から5割に及んでいます。

また、設置したカードリーダーと自院の既存システムとの相性に不具合が生じている経験例や、カードリーダーの品不足により、自院のシステムとの不具合が生じるメーカーのカードリーダーを導入せざるを得ない事例、国からの補助金上限には収まらない事態例も多数報告されています。こうした事実についての釈明を伴いながら、案内をすることが最低限必要です。12月5日現在の運用状況を隠しながらカードリーダーの申請申し込みを促す手法は不当です。

そもそも、厚労省は9月以降、機器に不慣れであったり、環境が整わないなどの医療機関に対して、何ら救済の方途を示していません。そのために、廃業閉院に踏み切る医療機関が現実に見えてきています。上記事情を鑑みれば4月施行の延期を周知していくことこそがシステムを推進する責任者である厚労省が本来なすべきことです。

厚労省の不誠実な導入姿勢は、資格確認システムそのものへの不信を益々高めます。そもそも、カードリーダーを申請している医療機関においても、積極的に「賛成」の意向を示している医療機関は1割にも達していません。医療現場において忌避感の強い制度を強要すれば、来春以降に様々なトラブルが生ずることは避けられません。

システム導入を強行することなく医療現場でのトラブルが発生しないような方向に進めることが求められています。本案内文書に抗議するとともに、早急に延期の案内周知をすることを求めます。また、進捗状況の確認と検証に基づいた再提案を行うことを求めます。

以上